

## 令和7年度社会福祉法人等に対する指導監査の結果

### 1 指導監査の実施状況

令和7年度の指導監査は、茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則、実施方針及び実施計画に基づき、本市が所管する社会福祉法人22法人のうち9法人及び社会福祉施設等76施設に対し、本部運営（社会福祉法人のみ）、会計管理、職員処遇、利用者支援及び食事提供について実地による指導監査を実施したものであり、その内訳については次のとおりである。

#### ○指導監査の実施状況（令和7年度）

		対象法人・施設等数	実施法人・施設等数	実施率
社会福祉法人		22	9	41%
保育所（私立）		13	13	100%
保育所（公立）		5	5	100%
認定こども園	幼保連携型認定こども園	32	32	100%
	保育所型認定こども園	1	1	100%
家庭的保育事業等	小規模保育事業	19	19	100%
	事業所内保育事業	3	3	100%
特別養護老人ホーム（定員29人以下）		7	3	43%
合 計		102	85	83%

### 2 指導監査の結果の概要について

#### (1) 法人運営に関するもの

社会福祉法人9法人に対して監査を実施したところ、本部運営で19件、本部会計で14件の文書指摘があった。本部運営の指摘事項では「評議員会について」が全体の47%、「理事会について」が全体の21%、「理事について」、「監事について」がそれぞれ全体の11%となった。また、法人会計の指摘事項では、「財務管理について」が全体の43%、「会計管理について」、「会計書類について」、「決算について」がそれぞれ全体の14%となった。

#### (2) 施設等運営に関するもの

社会福祉施設等76施設に対して監査を実施したところ、施設会計で5件、職員処遇で11件、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）で7件、利用者支援（特別養護老人ホーム）で3件、食事提供で3件の文書指摘があった。

施設会計の指摘事項では「財産管理について」、「収入について」がそれぞれ全体の40%、「決算について」が20%、職員処遇では「職員配置について」が82%、「非常災害対策について」が18%、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）では「施設設備について」が71%、「保育実施状況について」が29%、食事提供では「衛生管理について」が67%、「その他（調乳室の衛生的配慮）」が33%となった。指摘事項ごとの数及び割合については、次項に記載する。

### 3 指導監査の指摘事項について

#### 【法人に対する文書指摘】

(本部運営)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	1	5%
2 内部管理体制について	0	0%
3 評議員について	1	5%
4 評議員会について	9	47%
5 理事について	2	11%
6 監事について	2	11%
7 理事会について	4	21%
8 会計監査人について	0	0%
9 役員等の報酬について	0	0%
10 情報の公表について	0	0%
11 その他	0	0%
合 計	19	-

※文書指摘事項の主な例

- 1 定款について
  - ・定款の基本財産（土地）の記載について登記簿謄本の内容と相違があるため是正すること。
- 3 評議員について
  - ・評議員の就任について、宣誓書を徴収し、保管すること。
- 4 評議員会について
  - ・評議員会の決議に際し、特別な利害関係を有する者がいないことを法人が確認すること。（議事録に記載するか、招集通知と併せて、議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを記載するなど、法人において該当者の有無を確認したことが分かるようにすること。）
  - ・評議員会の招集については、開催日の1週間（中7日）前までに、書面または電磁的方法（電子メール等）により通知を行うこと。
  - ・評議員会の議事録について議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。
- 5 理事について
  - ・理事の選任について、社会福祉事業の経営に識見を有する者を選任すること。
- 6 監事について
  - ・監事の就任について、就任承諾書及び宣誓書を適切に保管すること。
- 7 理事会について
  - ・理事会の招集については、開催日の1週間（中7日）前までに、書面または電磁的方法（電子メール等）により通知を行うこと。

(本部会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	2	14%
2 会計書類について	2	14%
3 出納事務について	1	7%
4 財産管理について	6	43%
5 決算について	2	14%
6 収入について	1	7%
7 支出について	0	0%
8 その他	0	0%
合 計	14	-

※文書指摘事項の主な例

1 会計管理について

- ・会計責任者等が選任されていないため、管理運営体制を整備すること。また、会計責任者と固定資産管理責任者が同じ人が選任されているため、内部牽制に配慮した体制となるよう、別の人を選任すること。

2 会計書類について

- ・法人の決算書類において、法定の様式を作成し理事会及び評議員会の承認を得ること。

3 出納事務について

- ・小口現金について、一部精算漏れの経費が見受けられたため、適切に処理すること。

4 財産管理について

- ・固定資産管理台帳について、計上されていない資産が見受けられるので、漏れなく計上し、適切に管理すること。
- ・固定資産について、漏れなく固定資産管理台帳に計上し、資産管理を行うこと。
- ・修繕費に計上されている取引について、資本的支出に該当するため、固定資産に計上すること。

6 収入について

- ・施設及び設備の整備のために受領した補助金にて取得した物品等について、国庫補助金等特別積立金を積立すること。また、耐用年数に応じ、取崩しを行うこと。

## 【施設に対する文書指摘】

(施設会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 会計管理について	0	0%	0	0	0	0	0
2 会計書類について	0	0%	0	0	0	0	0
3 出納事務について	0	0%	0	0	0	0	0
4 財産管理について	2	40%	1	0	1	0	0
5 決算について	1	20%	0	0	1	0	0
6 収入について	2	40%	2	0	0	0	0
7 支出について	0	0%	0	0	0	0	0
8 その他	0	0%	0	0	0	0	0
合 計	5	-	3	0	2	0	0

※文書指摘事項の主な例

### 4 財産管理について

- ・固定資産に該当しない品目が固定資産管理台帳に計上されているため、適切な科目に費用処理を行うこと。

### 6 収入について

- ・施設及び設備の整備のために受領した補助金で取得した固定資産について、国庫補助金等特別積立金を積立すること。また、耐用年数に応じ、取崩しを行うこと。

(職員処遇)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所(私立)	保育所(公立)	認定こども園	家庭的保育事業等	特別養護老人ホーム
1 職員配置について	9	82%	4	0	0	4	1
2 職員会議・研修について	0	0%	0	0	0	0	0
3 人事管理について	0	0%	0	0	0	0	0
4 規則・規程関係について	0	0%	0	0	0	0	0
5 健康管理について	0	0%	0	0	0	0	0
6 非常災害対策について	2	18%	0	0	0	2	0
合計	11	-	4	0	0	6	1

※文書指摘事項の主な例

1 職員配置について

- ・職員配置について、有資格者の数が職員数の配置基準を下回っている時間帯が見受けられるため、職員の配置基準を遵守すること。

6 非常災害対策について

- ・避難訓練及び消火訓練を実施されていないため、毎月1回以上実施すること。

(利用者支援(保育所・認定こども園・家庭的保育事業等))

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳			
			保育所(私立)	保育所(公立)	認定こども園	家庭的保育事業等
1 施設設備について	5	71%	1	3	1	0
2 保育方針計画について	0	0%	0	0	0	0
3 保育実施状況について	2	29%	0	0	0	2
4 健康管理について	0	0%	0	0	0	0
5 保育時間及び一斉休園について	0	0%	0	0	0	0
6 事故発生の防止等について	0	0%	0	0	0	0
7 苦情解決体制等について	0	0%	0	0	0	0
合計	7	-	1	3	1	2

※文書指摘事項の主な例

1 施設設備について

- ・保育室内の小さなマグネットについては、誤飲の恐れがあるため運用等、対策を講じること。

3 保育実施状況について

- ・保育士を任命し又は雇用するときは、保育士特定登録取消者管理システムを活用し、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者の情報を確認する体制とすること(非常勤職員を含む)。

(利用者支援（特別養護老人ホーム）)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 施設設備について	2	67%
2 支援方針計画について	0	0%
3 支援実施の状況について	0	0%
4 健康管理について	0	0%
5 事故発生の防止等について	0	0%
6 苦情解決体制等について	1	33%
合 計	3	-

※文書指摘事項の主な例

1 施設設備について

- ・小さなマグネットの使用について、入居者の誤飲の恐れがあるため、形状等の見直しを図ること。
- ・洗濯室内の汚物槽について蓋をする等、感染症防止対策を講じること。

6 苦情解決体制等について

- ・苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の選任など、苦情解決体制を構築すること。

(食事提供)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所(私立)	保育所(公立)	認定こども園	家庭的保育事業等	特別養護老人ホーム
1 運営形態・栄養管理について	0	0%	0	0	0	0	0
2 食事内容について	0	0%	0	0	0	0	0
3 栄養に関する情報について	0	0%	0	0	0	0	0
4 他機関の指導・助言等について	0	0%	0	0	0	0	0
5 給食経費について	0	0%	0	0	0	0	0
6 衛生管理について	2	67%	0	0	0	1	1
7 その他	1	33%	0	1	0	0	0
合計	3	-	0	1	0	1	1

※文書指摘事項の主な例

6 衛生管理について

- ・調理従事者の検便について、毎月1回以上実施し、検査結果の確認を行い、記録を適切に保管すること。

7 その他（調乳室の衛生的配慮）

- ・調乳室に段ボールを置くことは衛生的に好ましくないため、撤去するなどの対策を講じること。